

平成27年度から町県民税に適用される主な税制改正

住宅ローン控除の延長・拡充

所得税から控除しきれなかった場合の町県民税(住民税)の住宅ローン控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されました。また、平成26年4月から平成29年12月までに居住を開始し、住宅取得に係る消費税率が8%の場合の方は、控除限度額が拡充されました(表1)。

表1

住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

居住開始年月日	控除限度額
平成25年1月～12月	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額×5%
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額×7%【※5%】 (最高136,500円)【※最高97,500円】

※平成26年4月から平成29年12月までに居住した場合でも、住宅の取得に係る消費税率が5%の場合は、【 】内の金額になります。

表2

上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る税率

区分	平成21年分～25年分		平成26年分以降
	上場株式等の配当等	申告分離課税 10% (所得税7%・住民税3%)	
上場株式等の譲渡所得等	申告分離課税 金融商品取引業者等を通じて売却等	10% (所得税7%・住民税3%)	
	上記以外	20% (所得税15%・住民税5%)	

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%・住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%・住民税5%)が適用されます(表2)。

※本則税率20%が適用されるのは、所得税は平成26年分から、町県民税は平成27年度からです。
※平成25～49年分までの確定申告の際には、基準所得税額に2:1の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告納付することとなります。

住民税配当割・株式等譲渡所得割額の控除額の変更

上場株式の配当・譲渡所得(源泉徴収選択特定口座)については、平成25年12月31日までは10%の軽減税率により、住民税3%が所得税と併せ源泉徴収されていきました。

このため、確定申告は不要とされてきましたが、納税者の選択で確定申告をした場合、翌年度の住民税所得割から配当割・株式等譲渡所得

表3 確定申告をした場合の配当割・株式等譲渡所得割額控除額

区分	平成25年分まで	平成26年分以降
住民税適用課税適用年度	平成26年度まで	平成27年度以降
税額控除	軽減税率3%	本則税率5%

得割を税額控除します。また、平成26年1月から20%の本則税率が適用されるため、確定申告をした場合、平成27年度から5%で徴収された額となります(表3)。

確定申告が不要とされている上場株式等の配当・源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得を確定申告した場合の注意事項

- ① 配偶者控除や扶養控除などの判定上、合計所得金額に算入されます。これにより、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
- ② 介護保険料や国民健康保険料に影響が生じる場合があります。
- ③ 後期高齢者医療制度の窓口負担の基準は、総収入金額を基にされていることから、1割負担から3割負担へ負担割合に大きく影響が生じる場合があります。

問い合わせ先

佐久税務署

0267(67)3460

2月22日(日)は 「御代田町長選挙」 の投票日です

御代田町長選挙日程

●立候補予定者説明会

日時 2月 3日(火) 午後2時～

場所 役場大会議室

●立候補届出書類事前審査

日時 2月10日(火) 午前9時～正午

場所 役場大会議室

●立候補受付

日時 2月17日(火) 午前8時30分～午後5時

場所 役場大会議室

投・開票日 2月22日(日)

投票 町内各投票所 午前7時～午後8時

開票 エコールみよたあつもりホール 午後8時45分～(予定)

未来のために
みんなで投票!



私たちの代表を決める大切な選挙です。
棄権することなく投票に行きましょう。

選挙当日、投票できない方は期日前投票を利用しましょう!

期間 2月18日(水)～21日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場町民ホール(正面玄関入口付近)

※入場券をお持ちください。

問い合わせ先 町選挙管理委員会(32)3111 内線56